

入札及び契約の過程並びに契約内容

件名	三鷹都市計画道路3・4・13号(牟礼Ⅱ期)電線共同溝整備及び街路築造工事			
契約番号	5三契第904-0号	契約日	令和6年2月1日	
契約区分	総価契約	契約方法	制限付一般競争入札	
契約金額	¥133,980,000円(うち取引に係る消費税 ¥12,180,000円)			
予定価格(事後公表)	¥134,200,000円(入札書比較価格 ¥122,000,000円)			
設計金額	***** (うち取引に係る消費税 *****)			
最低制限価格(事後公表)	¥107,360,000円(入札書比較価格 ¥97,600,000円)			
入札日	令和6年1月31日	落札比率	99.84%	
契約相手方	株式会社鈴建 東京都三鷹市新川六丁目27番16号 代表取締役 鈴木 康子			
履行期間	令和6年2月2日から令和6年12月16日まで			
履行場所	三鷹市牟礼六丁目地内			
業種	0600 一般土木工事	契約保証	要	
支払条件	完了後一括払い			
前払金	¥53,590,000円			
中間前払金	¥26,790,000円			
契約変更後の契約内容(1回目)				
契約変更日	令和6年4月16日			
変更後契約金額	¥136,139,300円(うち取引に係る消費税 ¥12,376,300円)			
変更後履行期間	令和6年2月2日から令和6年12月16日			
変更理由及び変更内容	労務単価の上昇に伴い受注者から工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく契約金額の変更請求があったことから、契約金額を変更する。 インフレスライド算定額 2,159,300円			
契約変更後の契約内容(2回目)				
契約変更日	令和6年12月6日			
変更後契約金額	¥136,139,300円(うち取引に係る消費税 ¥12,376,300円)			
変更後履行期間	令和6年2月2日から令和7年3月14日			
変更理由及び変更内容	沿道住民及び企業との施工の調整に時間を要したことから、当初の工期内に工事を終えることが困難になったため、工期を延伸する。			
入札(見積)結果				
	業者名	第1回	第2回	備考
1	1000420300 - 0 株式会社鈴建	121,800,000		5三契第904-0号 落札
2	1000020000 - 1 株式会社武蔵野トランスポート 三鷹支店	123,500,000		
3	1003288000 - 0 株式会社カナエコーポレーション	124,000,000		
4	1000032000 - 0 三栄建設株式会社	124,800,000		
5	1000117200 - 0	125,000,000		

0	株式会社三鷹榛澤組	120,000,000		
---	-----------	-------------	--	--

工事概要

電線共同溝整備工事

土工【市単費】

電線共同溝土工 一式

電線共同溝工【補助対象・市単費】

管路布設工（通信管路）※管止め材市単費 一式

管路布設工（電力管路）※管止め材市単費 一式

管路布設工（信号管路）※管止め材市単費 一式

管路防護工 一式

ダクトスリーブ設置工（通信系） 一式

ダクトスリーブ設置工（電力系） 一式

特殊部設置工※化粧蓋・仮舗装市単費 一式

地上機器柵設置工※化粧蓋・仮蓋・仮舗装市単費 一式

分岐柵T-A型設置工※化粧蓋・仮舗装市単費 一式

ハンドホール設置工 一式

特殊部等基礎工 一式

付帯工【市単費】

付帯工 一式

仮設工【補助対象・市単費】

仮設工 一式

仮設工 一式

街路築造工事

土工【市単費】

街路築造土工 一式

舗装工【市単費】

歩道舗装工 一式

街築工【補助対象・市単費】

街きょ工 一式

集水ます工 一式

取付管工 一式

境石工 一式

境界杭工 一式

植樹帯ブロック工 一式

土留めブロック工 一式

防草シート工 一式

安全施設工【補助対象】

安全施設工 一式

撤去工【市単費】

撤去工 一式

本復旧工（市道第 49 号線）【市単費】

本復旧工（市道第 49 号線） 一式

付帯工【市単費】

付帯工 一式

仮設工【市単費】

仮設工 一式

入札参加資格要件	一般競争入札	業種等	東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、申請業種に上記業種の登録がされていること。		
		地域要件	(1) 三鷹市内に上記「業種等」の要件を満たす本店を有し、かつ、告示日現在「三鷹市建設工事等競争入札参加資格における市内業者及び準市内業者認定要領」に基づく、市内業者の認定をされていること。 (2) 三鷹市内に上記「業種等」の要件を満たす支店・営業所等を有し、かつ、告示日現在「三鷹市建設工事等競争入札参加資格における市内業者及び準市内業者認定要領」に基づく、準市内業者の認定をされている者で、下記の条件を満たしていること。 ア 契約締結の権限を有する代理人を置いていること。 イ 市道維持補修又は下水道維持管理に係る緊急工事の契約を締結していること。		
		経 審	最新の経営事項審査による「土木一式」、「舗装工事」、「水道施設工事」、「とび・土工工事」のいずれかの総合評定値が次の条件を満たすこと。 市内業者の認定をされている者 750点以上 準市内業者の認定をされている者 850点以上1000点未満 ただし、下記の条件を満たすときは、総合評定値に、該当する点を加算することができる。(2項目以上の条件を満たすときはそれぞれ加算することができる。) (1) 令和4年度中にしゅん工した三鷹市発注の同種工事で、工事成績評定の平均点が80点以上である者 50点 (2) 災害時における支援等に関する協定を三鷹市と締結している者で令和元年度(平成31年度)以降に活動の実績を有する者 50点 (3) 法定障がい者雇用率を超えている者 25点 (4) ISO9000S又はISO14000Sの認証を取得している者 25点 (5) 市道維持補修又は下水道維持管理に係る緊急工事の契約を締結している者 50点		
		施工実績	平成30年度以降に、三鷹市発注の土木工事の実績を有すること。		
		許 可	土木工事又はとび・土工工事において建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。		
		技 術 者	本工事に、建設業法に規定する技術者で同種の工事経歴を有する者を配置できること。ただし、当該技術者は入札参加申請の日以前に3箇月以上の雇用関係を有する者であること。		
		そ の 他	(1) 告示日及び開札日において、三鷹市において指名停止されていないこと。 (2) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等)にないこと。 (3) 三鷹市発注の同種工事における工事成績が不良であった者は入札に参加することができない。 ア 本件の告示日前2箇月の間に通知された工事成績評定点が55点以上65点未満であった者 イ 本件の告示日前4箇月の間に通知された工事成績評定点が55点未満であった者 ウ 平成23年4月1日以降における三鷹市発注の同種工事において、工事成績評定点が55点未満であった者で、改善計画書の提出を行っていないもの (4) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。なお、入札参加資格結果通知後であっても、契約の締結までの間に入札参加等排除措置を受けたときは、当該通知を取り消し、又は入札を無効とする。		
			資格審査不合格者名	不合格事由	
			1		
			2		
備考					